

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月27日
【事業年度】	第9期(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)
【会社名】	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
【英訳名】	Escrow Agent Japan ,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本間 英明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6703-0500
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 太田 昌景
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6703-0500
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理本部長 太田 昌景
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
売上高 (千円)	-	-	-	1,204,480	1,687,717
経常利益 (千円)	-	-	-	197,030	403,059
当期純利益 (千円)	-	-	-	106,303	244,116
包括利益 (千円)	-	-	-	106,303	244,116
純資産額 (千円)	-	-	-	1,509,518	1,760,126
総資産額 (千円)	-	-	-	1,711,554	2,093,689
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	380.85	426.25
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	27.46	60.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	26.84	59.08
自己資本比率 (%)	-	-	-	88.2	83.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	7.8	15.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	45.5	19.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	82,666	402,646
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	118,104	120,866
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	151,442	3,303
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	1,134,297	1,412,772
従業員数 (人)	-	-	-	90	101
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(43)	(76)

(注) 1. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第8期の自己資本利益率は、連結初年度のため、第7期の単体財務諸表の数値と第8期の連結財務諸表の数値を基に算出しております。

4. 当連結会計年度において平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
売上高	(千円)	1,128,838	1,169,722	1,276,769	1,204,115	1,616,343
経常利益	(千円)	184,903	299,399	328,264	224,327	410,277
当期純利益	(千円)	116,985	173,232	198,868	133,739	251,711
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	100,000	100,000	243,192	280,626	294,329
発行済株式総数	(株)	4,300	4,300	747,500	792,700	4,094,000
純資産額	(千円)	598,417	771,650	1,230,869	1,536,954	1,795,156
総資産額	(千円)	728,641	1,025,078	1,449,579	1,739,131	2,111,318
1株当たり純資産額	(円)	1,546.98	2,015.18	1,790.36	387.78	434.80
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	75.00 (-)	45.00 (-)	20.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	316.18	468.20	502.07	34.54	62.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	33.76	60.92
自己資本比率	(%)	78.6	72.7	84.9	88.4	84.3
自己資本利益率	(%)	22.8	26.3	20.1	9.7	15.2
株価収益率	(倍)	-	-	-	36.2	19.2
配当性向	(%)	-	-	14.9	26.1	32.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	141,734	344,250	198,216	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,380	76,454	769	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	46,166	7,627	248,929	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	311,747	571,916	1,018,293	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	88 (31)	80 (36)	92 (49)	89 (43)	94 (74)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第7期において平成26年1月30日付で第1回新株予約権1,650個及び第3回新株予約権1,525個が権利行使されたことにより、発行済株式総数が3,175株増加し7,475株となっております。また、平成26年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、発行済株式総数は、747,500株となっております。

4. 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、第7期まで当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇
用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間平均人員（1日8時間換算）を
（ ）にて外数で記載しております。
7. 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日
公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30
日）を適用しております。
第7期において平成26年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております
が、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額
を算定しております。
8. 当事業年度において平成27年9月1日付で1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第
8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在
株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、第8期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動
によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載
しておりません。

2【沿革】

平成19年4月東京都中央区において、不動産取引におけるエスクロー業務（注）を目的として資本金1百万円で株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンを設立し、エスクローサービス事業を開始しました。

その後、平成20年1月に株式会社マザーズエスクロー（旧株式会社アイディーユー総合事務所。平成18年1月に株式会社マザーズエスクローへ商号変更。）を合併し、同社の不動産取引支援事業を引き継ぐことにより、当社におけるBPO事業が開始されております。

株式会社マザーズエスクローは、当社代表取締役社長の本間英明が不動産のネットオークションで取引された物件の調査を受託することを目的に平成16年7月に東京都千代田区に設立し、ネットオークションで取引された物件の調査業務に限らず、金融機関から住宅ローンに関する金銭消費貸借契約書面回収業務等、金融機関の業務の一部を受託することで業務を拡大しておりましたが、日本におけるエスクロー業務を提供するため不動産取引に関する支援業務については、当社で推進することとし、平成20年1月に株式会社マザーズエスクローを吸収合併しております。合併後、当社では、金融機関や不動産取引当事者のニーズに合わせて各種サービスの提供を行ってまいりました。

当社及び株式会社マザーズエスクローの設立及び事業の沿革は、次のとおりであります。

〔株式会社マザーズエスクロー〕

平成16年7月	株式会社アイディーユー総合事務所として東京都千代田区に設立 「マザーズ・オークション」の不動産取引支援（不動産物件調査）を開始
平成18年1月	「株式会社マザーズエスクロー」に商号変更
平成18年10月	スルガ銀行株式会社より住宅ローンに関するクロージング業務、不動産物件調査業務の受託を開始
平成20年1月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンに吸収合併

〔株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン〕

平成19年4月	東京都中央区日本橋において株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンを設立
平成19年6月	抹消登記進捗管理システムサービスの開始
平成20年1月	株式会社マザーズエスクローを吸収合併
平成20年3月	住信SBIネット銀行株式会社より住宅ローンに関する不動産物件調査業務の受託を開始 人材派遣事業の開始
平成20年4月	登記書類作成システムサービスの開始
平成20年5月	業務依頼オペレーション管理システムのサービスを開始
平成20年12月	司法書士支援パッケージの提供開始
平成21年4月	エスクロー保証サービスの開始
平成21年5月	WebTV会議システムのサービスを開始
平成22年4月	エスクロー口座サービスを開始
平成22年7月	東京都中央区八重洲に本社を移転
平成24年1月	建物完成・引渡サポートサービスを開始
平成25年6月	エスクロー保証サービスの終了
平成25年7月	業務継続DATA復旧サービスを開始
平成26年3月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
平成26年5月	東京都中央区に連結子会社株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト（現 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託）を設立
平成26年8月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託が管理型信託業及び事務代行業を開始
平成26年8月	業務管理系ASPサービス「BMA（Business Management Agency）」を開始
平成26年10月	建物完成・引渡サポートサービス（リフォーム版）を開始
平成27年2月	株式会社ブイキューブと金融機関向けプラットフォームサービスに関する業務提携を開始
平成27年3月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託が税理士法人タクトコンサルティングと相続手続業務に関する業務提携を開始
平成27年4月	不動産鑑定業を開始
平成27年7月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託が「不動産オークション・エスクローサービス」を開始
平成28年2月	東京証券取引所本則市場第二部へ市場変更

（注）「エスクロー(escrow)」は、第三者寄託の意味であります。エスクロー業務は、不動産取引・金融商品の金銭信託等の取引において、中立的な第三者が取引の事務、履行の確認及び決済等を行うことによって、取引の安全を図るための制度として、米国カリフォルニア州において発祥し、米国にて広く利用されております。

当社は、「取引の安心と安全を支えるエスクローの基盤を構築し、合理的な利便性のある専門サービスの創出を目指す」ことを経営方針のひとつに掲げ、日本の不動産取引・金融商品（主に住宅ローン）取引において取引の安全を図るためのエスクロー業務を日本において実現すべく、ASP形態による取引の進捗管理システムの提供

や金融機関の事務手続の受託、一連の不動産取引に付随する担保評価、登記手続等に関連する事務手続の代行を行っております。

3【事業の内容】

当社グループは、不動産及び金融業務における取引支援のノウハウを生かし、不動産及び金融業務において、関係者の業務を一貫して支援できるトータルなワンストップ専門サービスを目指しております。

具体的には、金融機関、司法書士(司法書士法人含む。以下、同じ。)及び不動産・建設業者といった金融取引・不動産取引に関わる関係者に対して、事務の合理化・効率化や事務の信頼性を向上させるための各種サービスを提供しております。

当社グループのサービスは、「エスクローサービス事業」と「BPO(注1)事業」にセグメント区分されております。

エスクローサービス事業では、不動産取引に関与する関係者に対して、取引に係る事務の信頼性を高めるためのシステムやIT化対応サービス、マイホーム建築工事に関して引渡しまでのサポートを行う建物完成・引渡サポートサービス、取引の決済に係る安全性向上のためのエスクロー口座の提供を主に行っております。また、完全子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、信託機能を活用した合理的かつ利便性の高い信託スキームの構築を背景に当社と連携しており、更に平成27年7月より不動産オークション・エスクローサービスを開始し、グループ全体の業容拡大に努めております。

BPO事業では、大手銀行や地方銀行、ネット銀行、モーゲージバンクその他事業会社のファイナンス子会社といった金融機関のローコストオペレーションニーズを背景として、当社の不動産及び金融業務における専門性を生かし、融資に係る事務の業務受託、人材派遣、不動産物件調査、金銭消費貸借契約締結に係る事務代行等(クロージング)を行っております。

なお、当社グループの事業セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) エスクローサービス事業

不動産取引に係る関係者に対してASP(注2)形態での各種 システムの提供及び保守・管理サービスの提供、建物完成・引渡サポートサービス、エスクロー口座の提供を主に行っております。また、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託において 信託機能を活用した各種サービス、不動産オークション・エスクローサービスの提供を行っております。

エスクローサービス事業における各業務内容は以下のとおりです。

システム提供及び保守・管理サービスの提供

当社のシステムは、不動産取引によって生じる関係者の各種事務について信頼性を確保するためのシステムであります。主に司法書士を中心に、遠隔地での対応や大量の事務処理を適切かつ迅速に処理するためのシステム、オンライン登記に対応できるシステム、またこれらを複合した支援パッケージを提供しているほか、災害時におけるデータのバックアップ等に関するサービスを提供しております。

ASPについては、銀行から求められる案件の進捗情報管理や情報管理等に対応しており、これらのソフトウェアをインターネット経由でビジネスアプリケーションを提供しているほか、マルチテナント(注3)での利用が可能であるためソフトウェアやハードウェアの投資をする事無く利用を可能としております。

また、司法書士の内部統制構築の一環として業務のシステム化を支援しており、司法書士に対してITインフラの構築、ASPの運用及び保守等を行っております。

提供する主なサービスの内容は以下のとおりであります。

a. WebTV会議(ASP)システム

司法書士は、不動産取引を行う当事者の本人確認及び意思確認を行う必要があります。当事者が遠隔地にいる場合でも、WebTV会議システムを利用することで、非対面での取引が可能になり、取引の利便性・非対面での本人確認及び意思確認の安全性を担保することができます。

b. 抹消登記進捗管理システム

司法書士に対し、金融機関より受託した抵当権抹消登記業務の進捗管理及び情報管理を行うシステムを提供しております。主な管理機能として、受託日、請求書送付日、入金日、登記申請日、法務局受理日、完了予定日、更正(補正日)を始めとする19の期日管理を行うシステムとなっております。

c. 登記書類作成システム

司法書士に対し、登記のオンライン申請に対応した登記書類の作成システム（ソフトウェアの名称：サムポローニア）をOEM(注4)にて提供しております。

d. 業務継続DATA復旧サービス

災害・障害時に、不動産権利登記システム内のDATA復旧を行います。DATA復旧を行うにあたり定時バックアップを取得する環境ソフトにより、最短1時間にて業務再開が可能になります。

e. 司法書士業務支援パッケージ

司法書士業務支援パッケージは、司法書士の業務に関して、金融機関から依頼を受けた司法書士が登記業務を行うためのシステム一式の提供及び当該システムの保守・管理を提供しております。

上記のWeb会議システム、オンラインによる登記申請システム及びPC操作運用支援サービス（ヘルプデスク/訪問対応サポート）等が当該パッケージに含まれているほか、業務依頼・オペレーション管理システムを用いて、金融機関の融資実行後の登記申請の依頼から受任、業務に関する書類の授受、登記業務の進捗管理を行うことが出来ます。

また、SSL暗号化環境の下、インターネット環境下にて接続されているため、司法書士は、業務の利便性を高めるとともに、情報管理の徹底が可能になります。

f. 業務管理系ASPサービス「BMA（Business Management Agency）」

金融機関に対し、金融機関内の業務フローを個々で変更できる他、顧客への案内送付、督促を始めとするステータスの管理、融資完済に伴う担保権の抹消登記までの業務フローの一元管理を行うシステムを提供しております。

本サービスの利用により、必要な帳票群の自動出力による業務効率化、利用者ID毎の機能制限・閲覧制限を設ける事ができるため、機密情報の管理を行うことが可能になります。

建物完成・引渡サポートサービス

建物完成・引渡サポートサービスは、金融機関から依頼を受け、住宅の建築を伴う住宅ローン申込者に対して、建物完成・引渡までのサポートを行うサービスです。

当社は、金融機関及び大手工務店と連携し、工事進捗の確認及び進捗に応じた工事代金の支払指示や請負工務店の事情により建築工事が滞った場合のバックアップ工務店(注5)選定等の事務を行います。

エスクロー口座

金融機関が確実な融資実行を為すためのスキームとして信託口座を用いたサービスを提供しています。

融資時において金融機関から信託口座に送金された融資金に対して、当社が融資実行条件（所有権移転・保全、抵当権設定が可能な状態であることの確認）及び登記申請を確認した後に信託口座へ融資実行指図を行うものであります。

信託機能を活用した各種サービス

子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、当社グループのその他のエスクローサービスとの連携により、管理型信託機能を活用した各種サービスを提供しており、不動産取引における売買代金、ローン、仲介手数料等の主に資金決済に関する安全性を担保することができます。また、海外投資家向けトラストアカウントサービスや船舶売買代金エスクローサービスなど、従来までの当社グループの事業領域に留まることなく、幅広い商品開発を推進しております。

更に、平成27年3月に税理士法人タクトコンサルティングと提携して「まとめて相続パック」の提供を開始しており、今後拡大する相続市場に向けた総合サービスとして、相続発生時に必要となる多種多様な事務手続や相続発生前の準備をサポートするワンストップサービスを提供しております。

不動産オークション・エスクローサービス

不動産オークション・エスクローサービスは、平成27年7月より株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託において開始しております。

不動産取引の安全性の向上のため、不動産鑑定士等の中立的な第三者である専門家により事前の調査を行い、売買後のトラブルや紛争を未然に回避し、また、取引価格については、入札方式を採用することで不動産取引の利便性・合理性・安全性の向上を目指しております。

当サービスは、当社グループが行うその他エスクローサービスやBPO事業と連携することで、取引の信頼性や取引価格の合理性を一層高めることができます。

(注)1 Business Process Outsourcingの略。業務プロセスの一部を外部の専門的な企業に委託すること。業務委託。

2. Application Service Providerの略。アプリケーションをインターネット経由で提供するサービスのこと。当社では、司法書士業務のIT化にあわせて、オンライン登記申請や情報管理のためのシステムをオンラインにて提供しております。
3. 1つのシステム環境で複数企業のシステムやアプリケーションを共同で利用する環境のこと。
4. Original Equipment Manufacturerの略。他社ブランドの製品を自社ブランドで製造・販売を行うこと。
5. 竣工当初の工事請負工務店の建設工事請負契約上の地位を承継させる工務店。

(2) BPO事業

当社が設立当初より培った金融機関や不動産取引にかかるノウハウを活かし、金融機関の事務の合理化・効率化を図るための金融機関内での各種事務処理の代行や業務受託を中心として物件調査や、金銭消費貸借契約書の締結事務の支援、その他人材の派遣等の各種サービスを行っております。

金融機関では、融資の実行にあたって、担保の確認、契約の締結と書面の回収、担保権の設定、登記完了後の登記内容の確認等の多くの業務を処理する必要があります。特に住宅ローンに関する事務では、取り扱う件数も多く、事務処理の迅速さと正確性が金融機関から求められるだけでなく、当該事務を行うには、融資や不動産に関する専門知識が必要であります。当社では、専門知識を持つスタッフを有しており、これらのニーズに対応しております。

また、当社では、遠隔地における対応についても全国のファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者、金融機関出身者等の不動産及び金融事務に精通している人材を現地担当者として全国をカバーしたネットワークを独自に形成しております。当社が受託した案件は当該ネットワークを活用し、全国規模で迅速かつ適切な業務遂行が可能となり、取引先金融機関の業務効率化に貢献しております。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

業務受託

主に不動産登記や調査関連業務、ローン実行に関する業務の一部を受託しております。

当社では、不動産取引に関する専門性を生かして不動産取引に関する効率的な方法を提案し、各金融機関のニーズに応じたオーダーメイドで業務の受託を行っており、金融機関内の事務処理体制のローコストオペレーションを実現しております。

また、金融機関内の登記関連業務では、金融機関の担保権等の設定及び抹消の登記を司法書士に依頼する際に金融機関内で発生する事務を当社が受託しております。当社では、金融機関の求める事務が適切に遂行できるよう当該業務の一環として金融機関より提示された司法書士の業務の状況（資格者の人数、補助者の人数の調査、また、懲戒事例等の調査）の確認や、遠隔地の対応が求められる場合に備え、全国の司法書士の状況（業務開始年度、資格者賠償責任保険の加入事務所、また、IT化の対応状況、プライバシーマーク取得事務所等）をリスト化し、金融機関が必要に応じて参照できるよう対応を行っております。

更に、証券会社にてNISA口座を開設する際に必要となる住民票の取得代行業務を受託しており、全国の幅広い地域から当社受託引先の証券会社に申込みされたNISA口座の開設事務に対応しております。

人材派遣

当社では、金融機関等に対して、当社社員を派遣社員として派遣しております。派遣を受けた金融機関等において、当社社員は派遣社員として人材派遣契約に定められた業務を実施しております。

なお、当社の社員の派遣により派遣先の業務効率化ニーズを的確に把握することができるため、派遣先の金融機関において、上記の業務受託を行うことで更なる合理化が図れると考えた場合は、当社にて業務受託の体制や業務範囲を検討した上で、金融機関に対して事務効率化に向けた業務受託スキームの提案を行っております。

物件調査

金融機関より、業務受託とは別に住宅ローン審査時及び定期の担保評価において必要となる担保物件の物件調査依頼を受託しております。

当該調査では当社社員及び外注業者により、現地調査（不動産現状確認業務、写真撮影業務）、法務局・市区町村役場での不動産調査業務及び必要書類の取得（不動産登記簿謄本、公図、建物図面等）を行っております。

クロージング

業務受託とは別に金融機関が行う金銭消費貸借契約書の締結事務代行を行っております。金銭消費貸借契約の締結時における住宅ローン申込者との面談による本人確認、借入意思確認、契約内容説明・確認業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エスク ロー・エージェ ント・ジャパン 信託	東京都中央区	100,000	エスクローサービ ス事業	100	役員の兼任 2名 業務の委託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
エスクローサービス	12 (3)
BPO	68 (68)
報告セグメント計	80 (71)
全社(共通)	21 (5)
合計	101 (76)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()にて外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
94(74)	40.2歳	3.7年	4,629

セグメントの名称	従業員数(人)
エスクローサービス	5 (1)
BPO	68 (68)
報告セグメント計	73 (69)
全社(共通)	21 (5)
合計	94 (74)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()にて外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、アジア新興国等の経済成長に対する減速懸念や欧州の地政学的リスクの影響により、平成27年8月以降株価が大きく変動したものの、政府政策や日銀主導の金融緩和策などにより企業収益は緩やかな回復基調を継続しており、雇用や個人消費も回復の兆しが見られました。

不動産市場においては、雇用と個人所得が改善したことに加え、平成26年の緊急経済対策に基づく住宅ローン金利の優遇施策や住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠拡大、省エネ住宅ポイント制度などの政府政策の効果により、住宅取得や住宅ローンの借換えが注目されました。また、賃貸住宅市場は、相続税改正に対応する相続税対策や資産運用の目的として、居住用途以外の不動産売買が底堅い推移となりました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、当連結会計年度を初年度とした中期3カ年計画を「Start Up 2017」とし、既存サービスの拡大を図りつつ、新規エスクローサービスの開発に注力し、『日本版エスクロー』を業態として確立するための成長ステージに向けて準備と行動を開始する当初年度といたしました。具体的には、「取引に関連するBPOサービスの拡張」として主要取引先の金融機関における業務請負範囲の拡大と処理件数の増加を図り、「新たなエスクローサービスの開発」として不動産鑑定業の取得、信託口座を活用した各種サービスの開発、不動産オークション・エスクローサービスの開発を行い、「新規取引先の拡大」として株式会社ブイキューブや税理士法人タクトコンサルティングとの提携による営業範囲の拡大と新規顧客獲得を推進させるという3つの成長戦略を基軸として事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,687,717千円（前年同期比40.1%増）、営業利益は402,627千円（前年同期比97.4%増）、経常利益は403,059千円（前年同期比104.6%増）、また、業務用データベースとして取得したソフトウェアに26,083千円の減損損失を特別損失として計上いたしました。当期純利益は244,116千円（前年同期比129.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

(エスクローサービス事業)

エスクローサービス事業においては、ASPサービスを中心として、不動産取引に係わる司法書士をはじめとした専門家、金融機関、不動産事業者に対し、事務の効率化及び安全性・合理性・利便性を高める各種支援サービスを提供するとともに、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託と連携した信託サービスの拡充に引き続き努めております。また、平成27年7月より、当社が推進する「日本版エスクロー」の機能の一部として、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて不動産オークション・エスクローサービス事業を開始いたしました。

この結果、エスクローサービス事業の売上高は660,941千円（前年同期比32.9%増）、セグメント利益は501,508千円（前年同期比26.1%増）となりました。

(BPO事業)

BPO事業においては、金融機関における住宅ローン融資案件の事務を請負い、既存取引先金融機関等の業務上の課題を解決するための事務合理化及びコスト節減ニーズに応じたサービスを提案しております。当連結会計年度においては、既存顧客からの受託範囲拡大に向けた営業推進を継続する一方、新規顧客獲得に向けた取組みを推進し、新たにネット系金融機関へのサービス提供を開始いたしました。

また、前連結会計年度に受託した証券会社が行う住民票取得代行サービスのサポート業務の受託件数が、年間を通じて寄与いたしました。更に、クロージング業務（金銭消費貸借契約書の締結代行業務）では、外部環境の影響や金融機関が実施するキャンペーン等の効果により取引先金融機関における取扱件数が増加し、当社への委託件数が例年以上に増加いたしました。

この結果、BPO事業の売上高は1,026,775千円（前年同期比45.2%増）、セグメント利益は340,074千円（前年同期比97.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,412,772千円となり、前連結会計年度末と比較して278,475千円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は402,646千円（前連結会計年度は82,666千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益376,975千円、未払金の増加額37,038千円、仕入債務の増加額25,851千円、及び減損損失の計上額26,083千円があった一方で、法人税等の支払額71,574千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は120,866千円（前連結会計年度は118,104千円の支出）となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出103,253千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は3,303千円（前連結会計年度は151,442千円の収入）となりました。これは主に、配当金の支払による支出35,513千円、及びリース債務の返済による支出9,248千円があった一方で、新株予約権の行使による株式の発行による収入26,820千円、新株予約権の発行による収入15,044千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の業務は、システム提供・業務受託・人材派遣・物件調査・クロージング等であり、受注生産を行っていないため、生産実績及び受注状況については、記載しておりません。

(1) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
エスクローサービス	660,941	132.9
BPO	1,026,775	145.2
合計	1,687,717	140.1

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
住信SBIネット銀行株式会社	235,369	19.5	247,584	14.7
株式会社コスモホールディングス	196,424	16.3	213,617	12.7
司法書士法人中央グループ	179,471	14.9	174,230	10.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

BPO事業の営業チャネル拡大及びローコストオペレーションの提供の推進

住宅ローンの金利は極めて低い状況でありながらも金利競争が激化しており、金利競争の激化は金融機関の採算面の悪化を招き、住宅ローン業務のオペレーションのローコスト化対応が求められています。

加えて、金融庁が業務委託先についても検査を実施する姿勢を強めており、金融機関ではBPOに対して消極的にならざるを得ない状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、BPOの採用に比較的積極的な新興金融機関への営業を強化し実績の着実な蓄積を行いながら、営業チャネルを金融機関だけでなく不動産事業者、建設事業者へ拡大するとともに、独自の強みを持つその他の事業者とも営業のための提携関係などを積極的に構築し対応してまいります。

更に、既存事業のフロー及び適正人員数の見直しを図り、労働集約型から資本集約型への転換を行い社内事務効率の向上に注力することで、今後一層のローコストオペレーションの提供を推進してまいります。

市場ニーズが拡大する分野でのサービスの拡充

不動産取引については、住宅ローンだけでなく、周辺業務が多様化しているため、当社では、市場ニーズが拡大する分野でのサービスの提供を拡充することで対応してまいります。

具体的なニーズの拡大としては、昨今、不動産業界では中古住宅市場が注目されており、今後、住宅ローン事務全体の構成割合が変化し、新規住宅ローン案件や借換ローン案件等が占める割合が減少し、既存物件の流通及び債権管理に関する業務（具体的事例としては、債権回収・ローン完済・相続等に関する業務）や既存物件リフォームに関する業務が増加伸張すると考えられます。当社においては、連結子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託の有する信託機能を活用するなど、これらの取引に係る当事者全般へのサービスの開発・提供を推進してまいります。

人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上

当社の今後の事業発展を支える人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上は不可欠な課題の一つであります。そのなかで、物件調査・住宅ローン・不動産登記の知識はどれも必須事項であり、クライアントからもその経験・知識を求める人材が要望されております。

したがって、当社では、クライアントの要望に資するため、公的資格の有無や経験年数等を考慮した人員配置を行っております。

更に、引き続き継続的・積極的な採用活動を行い、優秀な人材の確保・育成に努めていくとともに、福利厚生制度の充実、教育プログラムの構築により、より一層の従業員の意欲・能力の向上に今後も積極的に取り組んでまいります。

当社の提供するサービスにかかる法令遵守

近年、我が国でも不動産取引や金融取引における情報化が進みネットオークションやネットバンキングといった新しい流通システムによるオンラインサービスが普及しております。

そのため、オンラインによる取引の増加にともない、隔地者取引や非対面取引が増えています。一方、顧客保護やオペレーションリスクの観点から不動産や金融取引にかかる関係者は、当事者の本人確認や意思確認等の契約事項における確認といった各種の法令を遵守する必要があります。

当社では、不動産取引の安全を図るための各種サービスを金融機関や司法書士等に提供しているため、サービス提供に関連する法令を確認したうえで、サービスの提供を行っております。法令の確認については、社内での検討に加え、適時、社外の専門家等に相談する体制を構築し、法令遵守体制の運用を継続する方針であります。

コーポレート・ガバナンスの構築に対する取組み

当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスの構築を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

毎月定例的に開催される取締役会には代表取締役社長を含む取締役及び監査役が出席し、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。

業務執行に関する重要事項は取締役と各本部長によって構成される経営委員会で審議・検討し、迅速な意思決定による業務遂行を支援する体制を整備しております。

更に、代表取締役社長の直轄である内部監査室を設置し業務の適正化に努め、会計監査人及び監査役と十分な連携を図るとともに業務執行について監視しております。

また、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するための「内部統制基本方針」を改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するために改訂し、この基本方針では会社法で定められた体制の他、内部統制上必要と考えられる事項を定めております。今後は、当方針につき適宜検証を行いコーポレート・ガバナンスの構築の強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事務過誤について

当社グループで取り扱う事務代行業務において、従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の種々の事務リスクに晒されております。これらの事務リスクを防止するために業務フローやシステムの改善、社員教育の徹底などの事務過誤防止策を講じております。更に、事務過誤の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

対策にもかかわらず過誤が発生した場合、当社が提供するサービスへの信頼低下などによって、事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材について

当社グループの事業特性から、人材はきわめて重要な経営資源であり、今後の事業発展を支える人材の安定的な確保は経営存続に不可欠な課題の一つであります。優秀な人材を確保するために、人事評価制度を実施することで、優秀な社員が働きやすい環境を整えるとともに、ストックオプションを含む柔軟な報酬プログラムを用意しております。更に、人材紹介サービスを活用し、必要な人材の確保を進めてゆく方針であります。

今後一層優秀な人材の確保及び育成に努める所存ではありますが、当社が求める人材を十分に確保、育成できない場合、または現在在職しているマネジメント層が多数流出した場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金利情勢等の影響について

金利情勢の変動により住宅ローンの金利も変動し、ローンの新規借入者及び借換ローン利用者が増減する可能性があり、その他、住宅ローンの申込件数は景気動向及び税制等に影響を受けやすくなっております。そのため、大幅な金利の上昇、景気見通しの悪化や住宅取得に係る優遇税制の廃止等が生じた場合には、住宅ローンの申込件数が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産市況等による影響

当社グループの事業全般は、国内不動産市況の動向に大きな影響を受けております。国内不動産市況の悪化に起因した住宅着工件数の減少により住宅ローンの取扱高が大幅に減少した場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の取扱いについて

当社では事業の特性上、住宅ローン利用者に関する大量の個人情報を取り扱っております。

個人情報の保護については、「プライバシーマーク」の認証取得企業として、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、「個人情報保護基本規程」、「個人情報保護方針」の策定、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」(JIS Q15001)に準拠した「個人情報保護マネジメントシステム」の構築、実施、及び維持に努めております。

しかしながら、当社が保有する個人情報につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じた場合、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損害が発生する他、当社の信用低下により、事業運営、経営成績、及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制及び免許、許認可等について

法的規制

当社グループの事業及び取得している免許・許認可において関連する主な法的規制は下記のとおりになります。

- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 貸金業法
- ・ 労働者派遣法
- ・ 犯罪収益移転防止法
- ・ 個人情報保護法

- ・信託法、信託業法
- ・銀行法
- ・不動産鑑定法

万が一、当社グループの役員及び従業員の故意又は過失により法令違反が発生した場合、または、法人として法令違反があった場合は、取引先との信頼関係を損なう可能性がある他、監督当局から業務の制限や停止等の命令並びに顧客からの当社グループに対する訴訟の提起及び損害賠償支払いの発生等により、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの販売先に関連する司法書士法及び銀行法等の改正により当社グループのサービスが提供できなくなった場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

免許、許認可等について

当社グループが事業遂行上取得している免許、許認可及び公的資格等は以下のとおりです。当社グループはこれらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現時点において当該許認可等が取消となる事由は発生していません。また、当社グループではこれら法令及び免許・許認可等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や、コンプライアンス規程及びリスク管理規程等の社内規程の整備等を行い全社的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

しかし、法令違反等によりこれらの許認可等が取り消された場合や、これらの関連法規が改廃された場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	所管	許認可等の内容	取消、解約その他の事由	有効期限
宅地建物取引業者免許	東京都 知事	東京都知事 (2) 第88371号	宅地建物取引業法 第66条	平成24年10月27日～ 平成29年10月26日
貸金業者登録	東京都 知事	東京都知事 (2) 第31359号	貸金業法 第24条の6の5	平成25年12月1日～ 平成28年11月30日
一般労働者派遣業許可	厚生労働省	般13-303359 号	労働者派遣法 第6条第1項 第1号～6号	平成28年1月1日～ 平成32年12月31日
プライバシーマーク認証	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	第108470376(04)号	プライバシーマーク に関する規約第15条 1項	平成26年11月7日～ 平成28年11月6日
ASP・SaaS情報開示認定	一般財団法人 マルチメディア振興センター	第0124 1103号	ASP・SaaS安全・信頼 性に係る情報開示認 定制度運用規程」第 17条	平成28年3月28日～ 平成30年3月27日
管理型信託業登録	関東財務局	関東財務局長 (信)第11号	信託業法 第46条、第47条	平成26年8月25日～ 平成29年8月24日
不動産鑑定業登録	東京都 知事	東京都知事 (1) 第2579号	不動産鑑定法 第30条	平成27年4月23日～ 平成32年4月22日

司法書士法等について

当社は金融機関等の顧客から「金融機関の担保設定、抹消登記を行う司法書士選定に関する助言及び事務代行業務」を受託しております。当該業務遂行のため当社は、司法書士等の司法書士賠償責任保険への加入状況、プライバシーマークの取得状況、司法書士事務所の体制、資格者の人数、補助者の人数及び懲戒事例等の有無等を調査した上でシステム登録し、金融機関等の求めに応じ一定の基準を満たす司法書士をリスト化し提示しております。また、当社は一部の司法書士法人と業務委託契約を締結し、金融機関等からの登記業務の依頼の受付及び進捗管理等を行うことができるシステムの提供及び運用サポート等を行っております。

司法書士は、業務を行うにあたり「不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。」(司法書士法施行規則第26条)、「依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。」(司法書士倫理第13条第2項)等の規制を受けておりますが、当社が金融機関等に対し提供する助言及び事務代行業務は依頼者を司法書士に紹介する行為ではなく金融機関等の求める基準を満たす司法書士をリスト化し提示する行為であり、司法書士から受領する業務委託料は司法書士等の紹介をする業務の対価ではなく当社が提供するサービスの対価であることから、当社の事業は上記規定に抵触していません。その他、司法書士に対するサービスを提供する上で、当社は司法書士法、同法施行規則、司法書士会則基準、司法書士倫理の影響を受けております。

当社は、これら法令等の遵守のため適宜、管轄省庁である法務省や弁護士に事業スキームの適法性を確認した上で司法書士にサービスを提供しておりますが、今後、法令等の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材派遣及び業務受託について

当社はBPO事業において、金融機関の業務効率化ニーズを的確に把握するために当社社員を金融機関に派遣するほか、金融機関の業務の一部を受託しております。

人材派遣にあたっては、労働者派遣法、職業安定法その他の規制に反することが無いよう事前に弁護士への確認を行っております。また、当社から派遣された社員は、当社が行う業務受託とは別の指揮命令系統により業務を行っております。なお、業務受託においては、受託する業務の範囲を明確にし、当社内での指揮命令が行われることを徹底するほか、業務受託を行う社員を含め研修を行い、関連法令の遵守に努めております。

しかしながら、今後、人材派遣及び業務受託に関連する諸法令の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役社長である本間英明は、当社の経営方針の決定を始め、営業、企画等において重要な役割を果たしかつ、本書提出日現在、当社株式を870,000株（議決権比率21.26%）所有しております。また、本間英明の近親者が議決権の100%を所有する株式会社中央グループホールディングスは当社株式を1,060,000株（議決権比率25.90%）所有しております。

そのため、代表取締役社長への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成を図っておりますが、何らかの理由により本間英明の業務遂行が困難になった場合、今後の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定取引先への依存について

当社グループの販売先は主に司法書士や金融機関であります。中でも、司法書士法人中央グループとは平成19年6月から、司法書士法人コスモ（現 株式会社コスモホールディングス）とは平成20年1月から取引を開始しており、各司法書士法人の事業拡大及び当社の取引金融機関からの案件依頼の増加等に伴い、各司法書士法人の当社が提供するシステム利用が増加し、当連結会計年度における司法書士法人中央グループ及び株式会社コスモホールディングスに対する売上高の総売上高に占める割合はそれぞれ10.3%、12.7%と高くなっております。また、当連結会計年度における住信SBIネット銀行株式会社に対する売上高の総売上高に占める割合は、新規顧客の増加に伴い依存度の分散化は図られているものの、依然として14.7%と高くなっております。

当社グループは引き続き、これらの特定取引先と安定的な取引の継続を進めるとともに、新たな取引先の開拓に努める方針であります。司法書士法人各社に対する金融機関等からの案件依頼の減少、特定取引先の取引方針の変更等による受託業務の減少又は業務受託契約の解消等が生じた場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 提供サービスの開始、終了について

当社グループでは、より一層の成長を目指すべく、不動産取引に携わる関係者のニーズを発掘し、各種の新規サービスを提供しております。新規サービスの提供に際しては、必要に応じて人材の採用、設備投資等の新たな費用の支出を必要とする可能性があるため、経済状況や顧客動向の変化等により、新規サービスの展開が計画通りの収益獲得に至らない場合は経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新規サービスの提供については、当該サービスに係る法令、必要となるリソースその他を十分に検討して提供を開始しておりますが、提供するサービスに係る法令の趣旨と当社解釈の相違の判明、法令の改正、当該サービスの陳腐化及び当社の経営リソースの再配分等によりサービスの提供を終了することがあります。新規サービスの提供の開始もしくは終了により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムダウンのリスクについて

当社の事業は、企業・法人向けASPサービスの提供を行っていることから、自然災害、事故等により、通信ネットワークが切断された場合は、サービス提供に支障が生じることとなります。また、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によりシステムに支障が生じる可能性もあります。

以上のようなリスクに対応するため、遠隔地においてバックアップサーバーを設置するなどの回避体制を整えておりますが、それにもかかわらず以上のような障害が発生した場合には、当社に直接損害が生じるほか、システムへの信頼を低下させる可能性があり、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 利益還元に関する方針について

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、連結ベースでの配当性向30%以上を基本水準と定め、毎期継続的な配当を実施することを原則としております。

当期の配当金につきましては、1株につき20円（普通配当18円 記念配当2円）の配当を実施することを決定いたしました。次期の配当金につきましては、基本水準の下、配当性向30%を目安としておりますが、今後の経営環境及び経営成績を勘案した上で検討して参りたいと考えていることから、現時点では未定としております。

(12) 災害について

当社グループの事業用サーバーシステム及び通信機器は、耐障害対策を有する施設に設置されており、更に、複数のサーバーシステムを分散配置するなど災害発生時にも、障害の発生を最小限に抑えるための方策を講じておりますが、将来発生が懸念されている東京直下型地震をはじめ、台風、暴風雨等の自然災害、または戦争、テロ、火災等の人災が関東圏、特に当社グループが在籍する東京都において発生した場合、正常な営業活動を行うことができなくなる可能性があり、一時的に事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 金融機関からの委託について

当社はBPO事業において、従来は金融機関等が主に自社又は自社の関連会社で行っていた不動産調査業務、不動産売買に付随する担保設定、抹消登記に係る書類の発送、内容確認等の業務を受託しております。これら業務のアウトソーシングについては、今後も金融機関等における業務効率化のニーズを背景に新規の取引先及び件数とともに拡大していくものと当社は考えております。

しかしながら、金融機関等の方針の変更や法規制の強化等により当社の想定どおりに金融機関等の業務のアウトソーシングが拡大しない場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 競合について

当社が提供するBPO事業については、金融機関等より十分な情報管理体制が求められております。また、エスクローサービス事業においても、住宅ローン、不動産登記及び信託等に関連する業務の効率化を目的としたシステムを提供しておりその専門性は高く、これら事業はいずれも参入障壁は比較的高いものであると考えております。

しかしながら、新規事業者の参入、技術革新、業界規制の変更等によりこれらの事業における当社の優位性が保てなくなった場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値について

当社では、当社の役員、従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。平成28年2月29日現在、新株予約権の目的である株式の数は459,000株であり、当社発行済株式総数の11.2%に相当しております。これらの新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内かつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末における資産の残高は2,093,689千円となり、前連結会計年度末と比較して382,134千円の増加となりました。

流動資産は1,845,545千円となり、前連結会計年度末と比較して233,960千円の増加となりました。これは主に現金及び預金が178,695千円増加したことによるものであります。固定資産は248,143千円となり、前連結会計年度末と比較して148,174千円の増加となりました。これは主に長期預金100,000千円の預入及び差入保証金が69,851千円増加したことによるものであります。

負債

負債の残高は333,563千円となり、前連結会計年度末と比較して131,526千円の増加となりました。

流動負債は327,442千円となり、前連結会計年度末と比較して131,319千円の増加となりました。これは主に未払法人税等が75,813千円増加したことによるものであります。固定負債は固定リース債務のみで、残高は6,120千円であり、前連結会計年度末と比較して207千円の増加となりました。

純資産

純資産の残高は1,760,126千円となり、前連結会計年度末と比較して250,608千円の増加となりました。これは新株予約権の行使により、資本金が13,702千円、資本準備金が13,702千円増加したこと、他、新株予約権を15,164千円発行したこと、及び利益剰余金が208,445千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における我が国経済は、アジア新興国等の経済成長に対する減速懸念や欧州の地政学的リスクの影響により、平成27年8月以降株価が大きく変動したものの、政府政策や日銀主導の金融緩和策などにより企業収益は緩やかな回復基調を継続しており、雇用や個人消費も回復の兆しが見られました。

不動産市場においては、雇用と個人所得が改善したことに加え、平成26年の緊急経済対策に基づく住宅ローン金利の優遇施策や住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠拡大、省エネ住宅ポイント制度などの政府政策の効果により、住宅取得や住宅ローンの借換えが注目されました。また、賃貸住宅市場は、相続税改正に対応する相続税対策や資産運用の目的として、居住用途以外の不動産売買が底堅い推移となりました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、当連結会計年度を初年度とした中期3カ年計画を「Start Up 2017」とし、既存サービスの拡大を図りつつ、新規エスクローサービスの開発に注力し、『日本版エスクロー』を業態として確立するための成長ステージに向けて準備と行動を開始する当初年度といたしました。具体的には、「取引に関連するBPOサービスの拡張」として主要取引先の金融機関における業務請負範囲の拡大と処理件数の増加を図り、「新たなエスクローサービスの開発」として不動産鑑定業の取得、信託口座を活用した各種サービスの開発、不動産オークション・エスクローサービスの開発を行い、「新規取引先の拡大」として株式会社プライキューブや税理士法人タクトコンサルティングとの提携による営業範囲の拡大と新規顧客獲得を推進させるという3つの成長戦略を基軸として事業活動を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,687,717千円（前年同期比40.1%増）、営業利益は402,627千円（前年同期比97.4%増）、経常利益は403,059千円（前年同期比104.6%増）、また、業務用データベースとして取得したソフトウェアに26,083千円の減損損失を特別損失として計上いたしました。当期純利益は244,116千円（前年同期比129.6%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,412,772千円となり、前連結会計年度末と比較して278,475千円の増加となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は402,646千円（前連結会計年度は82,666千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益376,975千円、未払金の増加額37,038千円、仕入債務の増加額25,851千

円、及び減損損失の計上額26,083千円があった一方で、法人税等の支払額71,574千円があったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は120,866千円（前連結会計年度は118,104千円の支出）となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出103,253千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は3,303千円（前連結会計年度は151,442千円の収入）となりました。これは主に、配当金の支払による支出35,513千円、及びリース債務の返済による支出9,248千円があった一方で、新株予約権の行使による株式の発行による収入26,820千円、新株予約権の発行による収入15,044千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、米国の不動産取引におけるエスクロー&タイトルサービス(注)のビジネスモデルを模範として、我が国の不動産取引における「安全性・利便性・合理性」に寄与する事を基本理念に、新しい時代における取引決済の形を目指しています。主に、米国のエスクロー&タイトルサービスには、精算業務・決済業務・保証業務の機能がワンストップで消費者に対して提供されています。

しかし、我が国では、金融機関、不動産事業者、司法書士を始めとする有資格者との人的連携により取引決済がなされており、消費者からの目線では、決して利便性が高いとは言えません。

また、安全性についても、其々の連携する機関の属人的な信用保証で成り立っているために様々なリスクが潜在化し、更に、連携により取引決済がなされるために合理的なローコストオペレーションが実現されておりません。今後、高齢化による取引事務の専門家の不足、更に、中古住宅市場の拡大に向けて、より一層、不動産取引の現場では、取引の安全性や利便性、合理性が求められて来ます。

そこで、当社グループはこれらの問題の解決策を米国のエスクロー&タイトルサービスに求め、不動産取引の現場において合理的な利便性のある専門サービスの創出を目指すことを経営方針のひとつに掲げております。

事業セグメントとしては、エスクローサービス事業とBPO事業の二つに区分し、トータルなワンパッケージ専門サービス提供によって、不動産取引の安全を図り、さらなる業績の進展を目指して参ります。具体的には下記の課題(外部、内部)について取組んで参ります。

1. 外部課題

a. エスクローサービス事業

不動産取引の現場では、合理的且つ安全で、簡単なサービスが求められています。当社グループは、それに対し取引の決済機能と保証機能について、新たな商品化を進めて参ります。

現在の決済業務は、不動産取引代金、金融機関からの融資金などを当社グループが信託口座にて預かる仕組みを取り入れております。具体的には、その金銭を第三者の信託会社あるいは、連結子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて金銭の保全機能を担い、当社は、中立的な第三者として決済業務に関わっております。

決済業務において信託機能はなくてはならないものであり、当社子会社と連携し、新しいエスクローサービスの開発や信託事務の合理化により安価なサービスの提供を目指しております。具体的には、相続関連のBPO事業の拡大に伴い、相続手続に関する取引決済サービスの開発をいたしました。また、今後拡大する中古市場における取引の合理化ニーズに対応したサービスの開発にも取り組んで参ります。

また、米国における不動産取引の安全性は、過去の取引から将来に渡っての所有権が広く長期間、保険で守られています。しかし、我が国では充実した登記制度や時効制度があるため、米国ほどの期間において所有権を保険で守るといった消費者のニーズは低いのが現状ですが、実際には我が国の登記には公信力はありません。

当社グループは、其々の取引ごとに所有者の確定から登記が完了するまでの間の債務不履行責任を担保するための包括的な取引保証を開発いたしました。

b. BPO事業

我が国の少子高齢化による生産年齢人口の減少は、多くの業界にとって優秀な人材確保を困難なものとしており、金融機関においても、利益率の改善や貴重な人材の最適配置が重要な課題となっております。今後、少子高齢化の影響はますます強まっていくことが予想されるため、金融機関では更なる業務効率化や経費節減ニーズが強まるものとなります。

当社のBPO事業は、創業以来、不動産取引決済の分野にて、金融機関の事務合理化や業務体制の確立について、専門的なコンサルティング実績とノウハウの蓄積があります。今後、更に、これらのコンサルティング実績とノウハウを活かすことで、金融機関や不動産事業者の現場業務の事務合理化に対するコンサルティングサービスの拡充を行い、不動産取引に関わる全ての当事者が行う精算業務に対するサービスを開発して参ります。

また、国の政策として、諸外国に比べて立ち遅れた中古住宅・リフォーム市場の活性化が掲げられていることに対応し、不動産鑑定業を開始するなど、中古住宅市場の活性化から生じる金融市場ニーズを捉えて参ります。

2. 内部課題

a. エスクローサービス事業

エスクローシステム

当社グループのエスクローサービスは、合理的に、利便性よく、安全性の高い取引の実現を目指しています。そのためには、先に述べました専門的な人材育成のほかに以下の様なサービスの開発を目指しています。

第一には、精算業務・決済業務は労働集約型のため、過度に属人的な専門能力に依存しがちになります。そこで、専門業務のマニュアル化の整備により標準化し、作業ごとに分業化を進め、これらの業務に発生しがちな事務ミスを防止するためにエスクローシステムの開発に力を入れております。

本システムは、消費者、金融機関、不動産事業者、司法書士等の専門家をつなぐシステムとして受発注から進捗管理、品質管理までの工程を自動化し、具体的な合理化を実現しています。

b. BPO事業

当社グループのBPO業務では、金融機関の各種事務を大量、迅速かつ正確に処理する能力が求められます。金融機関においてはBPOによって、いかに合理化が実現できるのかという視点が重要な差別化となります。

よって、当社グループでは、どこまでローコストオペレーションを実現できるかという視点で、合理化の数値を可視化できるコンサルティング能力・業務の標準化・単純化・分業化が、差別化の重要な要因であり、それらの当社グループの強みを実現する専門的な人材の育成体制が、重点的な課題となっております。

c. 専門家との業務提携の推進

取引決済の精算業務の中では、様々な専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、1級建築士等）との連携があり、その専門家の方々とともに取引決済のサービスの開発や商品化を進めております。

よって、今後とも専門家の方々と多面的な業務提携を推進し、新しい取引決済の形に取組んで参ります。

d. 内部統制及びコンプライアンスの強化

当社グループは、顧客である金融機関から会社法・金融商品取引法等で求められる高度な企業のコンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスを求められており、内部統制システムの整備・強化は企業継続のために必須であり、また、継続的な見直しと有効性の評価が顧客に対して大きな差別化の要因となります。

よって、今後とも内部統制及びコンプライアンスの強化に努めて参ります。

(注) 不動産取引において、中立的な第三者が取引の事務、履行の確認及び決済等を行い、また、売買時にその不動産に対して様々な権限の状況を調査し、すべての条件をクリアし物件の権利委譲が正しく行われることを保証すること。取引の安全を図るための制度として、米国カリフォルニア州において発祥し、米国にて広く利用されております。

(7) 今後の見通しについて

中国の経済動向や欧州各国の経済不安と地政学リスクに加え、米国の利上げ調整など先行きが不透明な世界経済の中、我が国経済においては、政府主導の経済政策により引き続き金融緩和やインフラ促進を伴う「民間投資を喚起する成長戦略」を基軸としておりますが、民間企業や一般消費者への具体的な影響度は推し測ることが難しく、雇用や所得状況に対する不安から依然として将来への不透明感が漂っております。

不動産市場においては、マイナス金利制度の導入により民間投資の拡大が期待されており、また、依然として継続する低金利相場により住宅用途や資産運用を目的とした不動産投資マインドが向上する見込みがある反面、都心部の中古物件を中心に不動産価格相場は上昇傾向であり、取得意欲を減退させる可能性もございます。

そのような中、当社グループの平成29年2月期の見通しとしては、エスクローサービス事業では、当社システムサービスのユーザー数を増加させるための営業推進を行うと同時に、精算・決済・保証機能の拡充及びそれらのパッケージ化等により新たなサービスの開発に取り組んで参ります。また、子会社である株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、中古不動産市場や相続市場の拡大を背景に、当連結会計年度に開始した各種信託サービスの推進と、平成27年7月より開始した不動産オークション・エスクローサービスの推進により業績拡大を目指して参ります。

BPO事業においては、既存提携先との提携効果を活用するとともに新たな提携先を模索し、一層の業務効率化に注力しながら、不動産業界や金融業界において刻々と変化する取引先のニーズに対応することで、既存取引先からの業務受託範囲の拡大と新規顧客の獲得に向けた営業活動を推進して参ります。特に当社が強みを発揮できるネット系金融機関や第二地方銀行または信用組合などの金融機関への営業活動を強化して参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施しました有形固定資産及び無形固定資産への設備投資の総額は、14,502千円であります。
 なお、当連結会計年度において、業務用データベースの減損損失26,083千円を計上しております。減損処理の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 3減損損失」に記載のとおりであります。
 その他重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

平成28年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	リース 資産 (千円)	ソフトウ エア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	全社(共通) エスクロー サービス BPO	本社事務所	2,310	3,016	12,816	6,466	24,610	36(20)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 従業員数の()内は、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)を外数で記載しております。
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料は以下となります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借面積 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	519.48	33,001

3【設備の新設、除却等の計画】

平成28年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方 法	着手年月	完成予定年 月	完成後の増 加能力
			総額	既支払額				
本社 (東京都千代田区)	全社(共通) エスクロー サービス BPO	本社移転	40,100	-	自己資金	平成28年 6月	平成28年 6月	-
本社 (東京都千代田区)	エスクロー サービス	業務オペ レーション 管理シ ステム	36,500	-	増資資金	平成29年 2月	平成30年 2月	既存サービ スの改良
本社 (東京都千代田区)	エスクロー サービス	サーバ リプレイ ス	9,500	-	増資資金	平成28年 6月	平成30年 2月	システムの 安定稼働
本社 (東京都千代田区)	エスクロー サービス	生体認証	500	-	増資資金	平成28年 6月	平成28年 6月	セキュリ ティ維持向 上

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 平成28年6月に本社を東京都千代田区へ移転する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成28年5月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,094,000	4,094,000	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。
計	4,094,000	4,094,000	-	-

(注) 当社株式は平成28年2月22日付で東京証券取引所JASDAQ市場から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成22年10月15日臨時株主総会決議に基づく平成22年10月25日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500(注)1.6	6,500(注)1.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	164(注)2.6	164(注)2.6
新株予約権の行使期間	平成24年10月26日～ 平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 164 資本組入額 82 (注)2.6	発行価格 164 資本組入額 82 (注)2.6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(注)2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

$$\text{分割・併合の比率}$$

当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} +$$

$$\text{調整後 調整前}$$

$$\text{時 価}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

- () 株式公開日と平成24年10月26日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から1年を経過する日までは、割当数の2分の1を上限として行使することができる。
- () 権利行使開始日から1年を経過した日の翌日から平成32年10月14日までは、割当数から()で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(注) 4 新株予約権の取得条項

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(注) 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (注) 6 平成26年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって、また、平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権（平成23年11月8日臨時株主総会決議に基づく平成24年1月19日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500(注)1.6	6,500(注)1.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	338(注)2.6	338(注)2.6
新株予約権の行使期間	平成26年1月20日～ 平成33年1月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 338 資本組入額 169 (注)2.6	発行価格 338 資本組入額 169 (注)2.6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(注)2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率 当社が時価(但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} +$$

$$\frac{\text{調整後 調整前 時 価}}{\text{行使価額} = \text{行使価額} \times}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

- () 株式公開日と平成26年1月20日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から1年を経過する日までは、割当数の2分の1を上限として行使することができる。
- () 権利行使開始日から1年を経過した日の翌日から、平成26年1月20日を始期としてその後7年間は、割当数から()で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

(注) 4 新株予約権の取得条項

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(注) 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (注) 6 平成26年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって、また、平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第7回新株予約権（平成27年6月15日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成28年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	892	892
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	446,000(注)1.6	446,000(注)1.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,398(注)2.6	1,398(注)2.6
新株予約権の行使期間	平成28年6月1日～ 平成32年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,432 資本組入額 716 (注)2.6	発行価格 1,432 資本組入額 716 (注)2.6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2. 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

$$\text{分割・併合の比率}$$

当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} +$$

$$\frac{\text{調整後}}{\text{調整前}}$$

$$\text{時 価}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3. 新株予約権の行使の条件

平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの期の連結損益計算書上の営業利益が、400,000千円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

上記()達成前に、平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの連結損益計算書上の営業利益が204,000千円を下回った場合には、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(注)5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(注)6 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年1月30日 (注)1	3,175	7,475	143,192	243,192	143,192	258,192
平成26年1月31日 (注)2	740,025	747,500	-	243,192	-	258,192
平成26年3月27日 (注)3	20,000	767,500	24,840	268,032	24,840	283,032
平成26年3月1日～ 平成27年2月28日 (注)1	25,200	792,700	12,594	280,626	12,594	295,626
平成27年3月1日～ 平成27年8月31日 (注)1	21,800	814,500	11,722	292,348	11,722	307,348
平成27年9月1日 (注)4	3,258,000	4,072,500	-	292,348	-	307,348
平成27年9月1日～ 平成28年2月29日 (注)1	21,500	4,094,000	1,980	294,329	1,980	309,329

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 平成26年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

3. 平成26年3月27日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式20,000株(発行価格2,700円、引受価額2,484円、資本組入額1,242円)発行により、発行済株式総数が20,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ24,840千円増加しております。

4. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	28	32	16	3	2,105	2,187	-
所有株式数 (単元)	-	558	1,807	12,718	785	9	25,053	40,930	1,000
所有株式数の割合 (%)	-	1.36	4.42	31.07	1.92	0.02	61.21	100	-

(注) 自己株式205株は「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に5株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社中央グループホールディングス	東京都中央区日本橋富沢町8番12号	1,060,000	25.89
本間 英明	東京都千代田区九段北	870,000	21.25
株式会社TSインベスター	大阪府堺市堺区八千代通3番4号	127,500	3.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	58,100	1.42
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	39,600	0.97
大沢 最子	東京都目黒区八雲	30,000	0.73
株式会社カミオジャパン	大阪府大阪市中央区南久宝寺町2丁目2番9号	28,500	0.70
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	25,400	0.62
千原 一成	大阪府和泉市府中町	25,000	0.61
石田 秀之	大阪府高石市羽衣	25,000	0.61
計	-	2,289,100	55.91

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,092,800	40,928	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	4,094,000	-	-
総株主の議決権	-	40,928	-

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式5株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	200	-	200	0.005
計	-	200	-	200	0.005

(注) 上記の他に単元未満株式の買取請求による自己株式5株を所有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

下記内容につきましては会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成22年10月15日臨時株主総会決議 (平成22年10月25日取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権

決議年月日	平成23年11月8日臨時株主総会決議 (平成24年1月19日取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1、当社従業員31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権

決議年月日	平成27年6月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、当社従業員27、子会社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	205	406
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成28年5月1日から、この有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	205	-	205	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年5月1日から、この有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、連結ベースでの配当性向30%以上を基本水準と定め、毎期継続的な配当を実施することを原則としております。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当金につきましては、1株につき20円（普通配当18円 記念配当2円）の配当を実施することを決定いたしました。次期の配当金につきましては、基本水準の下、配当性向30%を目安としておりますが、今後の経営環境及び経営成績を勘案した上で検討して参りたいと考えていることから、現時点では未定としております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年5月26日 定時株主総会	81,875	20.00

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月
最高(円)	-	-	-	25,800	15,180 1,939
最低(円)	-	-	-	4,025	5,570 971

（注）1．最高・最低株価は、平成28年2月21日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）、平成28年2月22日以降は東京証券取引所市場第二部における株価であります。

なお、平成26年3月28日付で同取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2．平成27年9月1日付で、普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

印は、当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月
最高(円)	1,810	1,812	1,727	1,750	1,672	1,493
最低(円)	1,372	1,393	1,340	1,446	1,025	971

（注）最高・最低株価は、平成28年2月21日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）、平成28年2月22日以降は東京証券取引所市場第二部における株価であります。

5【役員の状況】

男性 11名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	-	本間 英明	昭和32年11月24日生	昭和57年2月 本間英明土地家屋調査士事務所開設 昭和60年11月 (株)中央調査設計 取締役社長就任 平成16年7月 (株)アイディーユー総合事務所 (現当社) 代表取締役就任 平成19年4月 当社 代表取締役社長就任(現任) 平成21年5月 (株)中央グループホールディングス 代表取締役会長就任 平成26年5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャ パン・トラスト(現(株)エスクロー・ エージェント・ジャパン信託)取締 役就任(現任)	(注)3	870,000
常務取締役	-	漆原 達弥	昭和38年3月8日生	昭和59年4月 (株)ナカノコーポレーション入社 平成2年7月 (株)大塚商会入社 平成19年11月 (株)マザーズエスクロー(現当社)入社 平成20年1月 当社 エスクローシステム(システム 業務本部)部長就任 平成20年11月 当社 執行役員就任 平成21年5月 当社 取締役就任 平成26年5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャ パン・トラスト(現(株)エスクロー・ エージェント・ジャパン信託)取締 役就任(現任) 平成27年5月 当社常務取締役就任(現任)	(注)3	6,500
取締役	経営企画 室長	成宮 正一郎	昭和52年1月26日生	平成12年4月 雪印乳業(株)入社 平成15年1月 日本ミルクコミュニティ(株)転籍 平成16年1月 司法書士中村合同事務所入所 平成17年1月 (株)プラスワン入社 平成19年5月 (株)マザーズエスクロー(現当社)入社 平成19年9月 当社転籍 平成21年6月 当社執行役員就任 平成26年5月 (株)エスクロー・エージェント・ジャ パン・トラスト(現(株)エスクロー・ エージェント・ジャパン信託)取締 役就任(現任) 平成26年7月 当社経営企画室長就任(現任) 平成27年5月 当社取締役就任(現任)	(注)3	2,500
取締役	管理本部長	太田 昌景	昭和50年5月2日生	平成12年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人)入社 平成16年3月 公認会計士試験第3次試験合格 平成18年8月 ユニファイド・パートナーズ(株)入社 平成19年1月 (株)ジャスタック証券取引所(現(株)日本 取引所グループ)入社 平成22年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局 平成26年7月 当社入社 平成26年10月 当社管理本部長(現任) 平成27年5月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	喜沢 弘幸	昭和30年7月21日	昭和53年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入行(梅田支店) 平成6年4月 同行 池袋西口支店長就任 平成14年3月 株式会社大和銀ホールディングス(現株式会社りそなホールディングス)企画部付部長就任 平成15年10月 同行 執行役員ローン事業部担当就任 平成17年6月 同行 常務執行役員ローン事業部長就任 平成18年6月 同行 専務執行役員住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部、不動産営業部担当就任 平成19年6月 同行 取締役専務執行役員コンプライアンス統轄部担当兼サービス改革部担当就任 平成20年6月 同行 取締役専務執行役員審査部担当就任 平成25年4月 りそなビジネスサービス株式会社 代表取締役社長就任 平成28年5月 当社 取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役	-	臺 祐二	昭和30年1月20日生	昭和53年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和57年9月 公認会計士登録 平成13年8月 代表社員登用 平成14年8月 新潟事務所長 平成23年7月 東京事務所第2事業部副事業部長 平成25年6月 有限責任あずさ監査法人退社 平成25年7月 公認会計士臺祐二事務所 所長(現任) 平成26年6月 当社 取締役就任(現任) 平成26年6月 (株)コロナ取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	千原 一成	昭和22年4月1日生	昭和40年4月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行)入行 昭和63年4月 同行 藤井寺支店 支店長就任 平成2年5月 日本デベロップインベストメント(株)(現(株)ケーシー・プラン)代表取締役就任 平成8年2月 大樹建設(株)代表取締役就任 平成13年1月 (有)ケーシー・プラン(現(株)ケーシー・プラン)代表取締役就任(現任) 平成24年10月 (株)S T A M代表取締役就任(現任) 平成27年5月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	25,000
取締役	-	穴戸 信哉	昭和23年9月29日	昭和46年4月 住宅金融公庫(現独立行政法人住宅金融支援機構)入社 昭和63年4月 同社 名古屋支所総務課長就任 平成2年4月 同社 総務部広報課長就任 平成13年5月 同社 大阪支店長就任 平成15年6月 同社 理事就任 平成19年4月 株式会社エイチ・ジイ・エス専務取締役就任 平成23年4月 独立行政法人住宅金融支援機構理事長就任 平成27年4月 学校法人東北学院評議員(現任) 平成28年5月 当社 取締役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	水落 一	昭和29年2月18日	昭和52年4月 住宅金融公庫(現独立行政法人住宅金融支援機構)入社 平成19年4月 同社 中国支店長 平成20年4月 ㈱住宅債権管理回収機構入社 平成20年6月 同社 取締役 平成22年6月 同社 常務取締役 平成26年6月 同社 常務執行役員 平成27年3月 当社入社 平成27年5月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役	-	本井 文夫	昭和19年7月26日生	昭和44年4月 裁判官任官(東京地方裁判所判事補) 昭和50年6月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成3年2月 財団法人ロームミュージックファンデーション監事(現任) 平成6年6月 中外炉工業㈱ 監査役就任 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 平成18年3月 ㈱熊谷組法遵守監査委員会委員 平成18年5月 日本ハム㈱ 社会企業価値評価委員会委員 平成19年3月 社会福祉法人北慶会理事兼評議員 平成23年6月 日本ハム㈱ 監査役就任 平成23年12月 当社 監査役就任(現任)	(注)6	-
監査役	-	山本 隆	昭和25年4月22日生	昭和63年4月 東京地方検察庁検事 平成元年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成2年8月 海事補佐人登録(現任) 平成5年9月 山本隆法律事務所設立 所長弁護士(現任) 平成11年4月 東京弁護士会監事 平成12年4月 東京簡易裁判所調停委員 平成13年4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 平成23年5月 東京都人権擁護委員協議会副会長(現任) 平成23年12月 当社 監査役就任(現任)	(注)6	-
計						904,000

- (注) 1. 取締役臺祐二、千原一成及び穴戸信哉は、社外取締役であります。
2. 監査役本井文夫及び山本隆は、社外監査役であります。
3. 平成27年5月28日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成28年5月26日開催の定時株主総会で選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 前任者の辞任に伴う就任であるため、任期は当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時(平成26年1月31日開催の臨時株主総会で選任され、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時)までとなっております。
6. 平成26年1月31日開催の臨時株主総会で選任され、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは企業価値の極大化と永続的な企業発展を目的とし、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持するために、法令遵守の徹底、組織体制の定期的な見直し、職務権限の明確化、監査機能の充実等内部統制の強化を図っております。今後も公正で透明性の高い健全な経営体制維持のために必要なコーポレート・ガバナンス体制を強化し、適時情報開示体制の充実を進めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社であります。企業統治における会社期間については、経営上の最高意思決定機関である取締役会をはじめとした以下の機関により、公正かつ健全な企業統治の体制を構築しております。

ア．会社の機関の基本説明

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長、取締役7名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は原則として月1回の頻度で開催され、必要に応じて臨時で招集され、経営の重要重要事項について報告または決議を行っております。

b. 経営委員会

経営委員会は代表取締役社長、取締役及び各本部長で構成され、経営に関する重要事項、経営に影響を及ぼす経費の支出について協議・決定または報告をしております。また、取締役会への付議事項の事前協議、決定を行うことにより、取締役会の円滑な運営を推進しております。当委員会の議題の集約、議事録の作成、その他事務処理を行うために事務局を設けており、その事務局は管理本部としております。

c. 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち非常勤監査役2名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監視を行っております。非常勤監査役2名は弁護士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員からの報告の收受などのほか、常勤監査役は経営委員会への出席や稟議書の内容精査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、監査役は監査計画の立案にあたって会計監査人及び内部監査室と意思疎通を図り、より効率的或いは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、必要に応じて適宜打合せや意見交換を行っております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会事務局の下に内部通報体制として、「ヘルプライン」を設置しております。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会事務局はその内容を調査し、代表取締役社長に内容を報告し、会社は当該内容に応じて速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、必要に応じて関係行政機関への報告等も行います。

e. リスク管理委員会

経営・事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を図るべく、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク管理における基本方針・年度計画の策定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、役員及び従業員に対する教育研修等を主管しており、原則として年2回の頻度で開催しております。

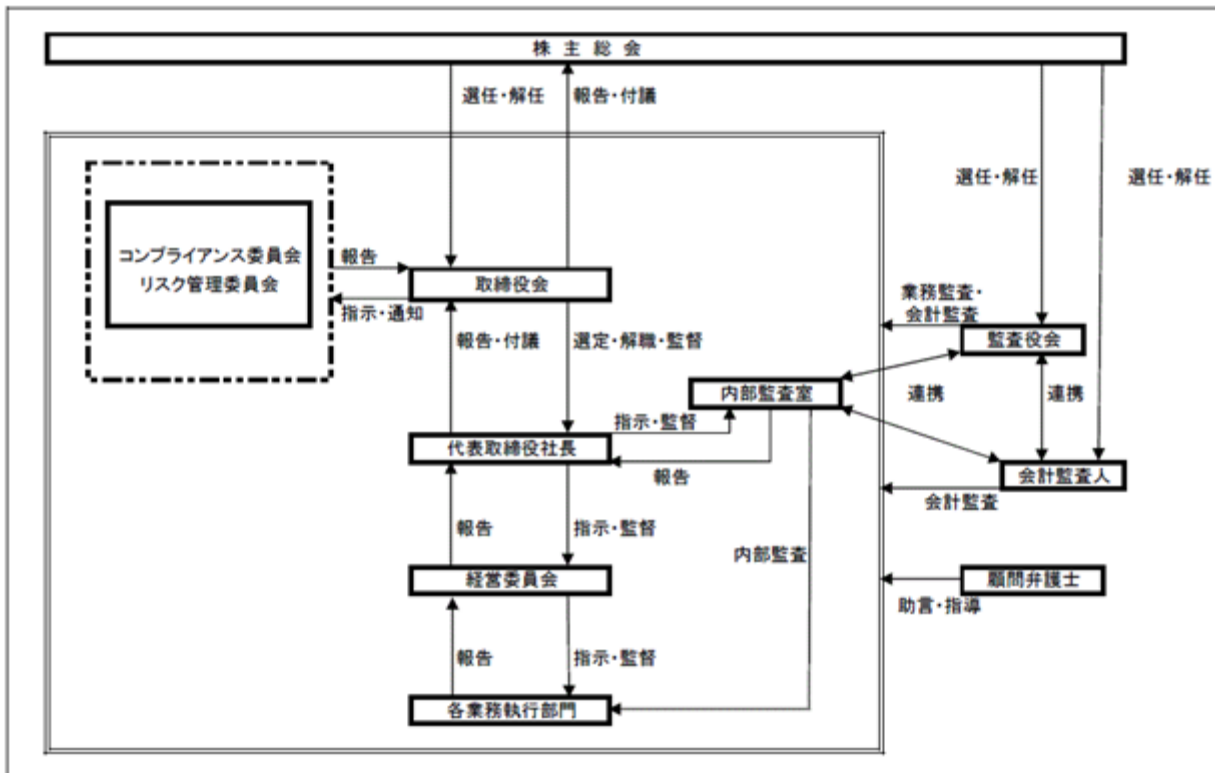
f. 内部監査室

内部監査室は2名の従業員で構成されており、代表取締役社長直属の組織として内部統制の仕組みを監査し、内部統制システムの一層の充実を図っております。

g. 顧問弁護士

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討・判断しております。

イ．内部統制関係図



ウ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築し、公正かつ健全な経営体制が維持され、必要に応じた体制の見直しが実施されることが経営上の重要な課題であると認識しております。

当社の企業統治の体制においては、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しており、取締役会ないし代表取締役をはじめとした取締役の経営判断に対して、適宜、意見や指摘をいただき、経営全般の客観性・中立性が確保されております。

エ．内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
- ・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄機関として継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置し、定例委員会を開催し、コンプライアンスの取り組みをして不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非遵行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ・取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、懲戒規程第6条に従い直ちに管理部門担当取締役に報告するものとする。
- ・子会社においても、当社及び子会社独自による監査役監査及び内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行状況、法令・定款及び社内規程の遵守状況について監査を受けるものとする。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
 - 取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査役の監査を受けるものとする。又、法令又は取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役会は、当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会において、当社の事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。
 - 取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を管理し、定期的に見直し、上長に報告するものとする。
 - 不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、管理部門担当取締役は、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
 - 子会社においても、必要な社内規程の整備を行い、当社のリスク管理委員会に参加し、損失の危険等の管理に関する適切な体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営委員会において事前に議論を行い、その協議を経て取締役会で執行決定を行う。
 - 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。
 - 子会社においても、取締役会を少なくとも月1回開催し、重要な事項についての意思決定を行う。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - 当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規程」に定め、管理本部長は、同規程に定める一定の事項等についての協議及び報告を求め、子会社は求めに応じて協議及び報告を行う。
 - 当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には、子会社は、当社の管理本部長及び監査役に報告するものとする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
 - 当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
 - 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務にかかわる業務を優先して従事するものとする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
 - 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。
 - 監査役は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ確に当該事項についての報告を行うものとする。

・子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を管理本部長へ報告するものとする。報告を受けた管理本部長は、法令及び社内規程に基づいて監査役に報告するものとする。

- h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。
- j. その他監査役が監査が実効性をもって実施されることを確保するための体制
- ・監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - ・監査役は、取締役との意見交換を定期的に関催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。
 - ・監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- k. 反社会的勢力への対応
当社は、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫き、「反社会的勢力対応規程」に基づき、これを社内に通知・徹底する。又、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

オ. 内部統制システムの運用状況

- a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・平成27年5月に施行された会社法及び会社法施行規則の改正に対応し、平成27年7月10日開催の取締役会において内部統制基本方針の改訂を決議いたしました。
 - ・コンプライアンス委員会は、当事業年度内に6回開催し、組織変更に係るコンプライアンス委員の見直しやヘルプライン運用状況などの報告に加え、労働者派遣法の改正など今後影響が予想される法令改正やインサイダー取引規制について、情報共有及び啓蒙のための研修を実施いたしました。
 - ・インサイダー取引防止管理規程を改訂し、用語定義や運用方法を明確化することで、内部者取引の未然防止の一層の徹底を行いました。
 - ・年間計画に基づいて当社の全部門及び子会社を対象とした内部監査を実施し、半期ごとにその実施結果を取締役会へ報告しております。
 - ・社外取締役を新規に1名招聘し、合計で3名の社外取締役により、第三者の見地から当社経営の適正を確認する体制を強化いたしました。
 - ・ヘルプライン等を用いた通報事案はございませんでした。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁等の社内決裁をERPを活用した電子認証とすることで、データベース化を図っており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っています。上記の情報の保存及び管理の状況については、監査役の監査を受けております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険に管理に関しては、リスク管理規程を制定し、管理担当取締役を委員長としてリスク管理委員会を開催しております。リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証し、必要な体制の整備を図っております。子会社の代表取締役もリスク管理委員として審議に参加しております。また、当事業年度に開始した不動産オークション事業及び不動産鑑定業に関しては、「新規ビジネス実施の際のリスク検討マニュアル」に従って新規事業のリスクの検討を実施いたしました。
- 事業継続計画（BCP）に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資材等の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入しており、執行役員と社外取締役を含めた取締役全員ならびに子会社の代表取締役で構成される経営委員会を月2回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っています。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度内に取締役会は19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、年度予算の進捗状況が報告され、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の代表取締役も構成員とする経営委員会を定期的に開催しており、当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しています。

また、当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。

更に、「関係会社管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表等の重要書類が当社の管理本部へ提出の上、報告されております。

f. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役会は当事業年度内に17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っています。

また、監査役は、取締役をはじめ、会計監査人や内部監査室長と定期的に意見交換会を行っており、当社のコンプライアンスや内部統制について確認を行っております。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制については、「監査役、監査役会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、管理担当取締役が監査役との情報交換を行っているほか、監査役が取締役会、経営委員会等の重要な会議に出席することで、当社及び子会社の職務遂行に関する重要な報告がなされております。また、監査役から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役ならびに各使用人が迅速に対応しております。更に、監査役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室ならびに会計監査人と事業年度内において複数回の意見交換会を実施し、積極的な情報収集に努めております。

g. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

定期的に開催される特殊暴力防止対策連合会が主催する例会へ参加し、近隣エリア内の他社の取組状況について情報共有を行うなど連携体制の構築に努めております。また、反社会的勢力対応規程に加え、当事業年度は反社会的勢力対応マニュアルを制定し、反社会的勢力への該当性チェックの手続について具体化を図り、当社の従業員に対して周知徹底を図っております。更に、年1回、大株主・全取引先・取締役・従業員を対象とした反社会的勢力への該当性チェックを実施しており、問題がないことを確認しております。

カ. リスク管理体制の整備状況

当社では、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス規程を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守し高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

また、市場、情報セキュリティ、環境、労務等事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク管理委員会は取締役及び委員長が指名する者に加え、当社運営に関する全社的、総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各本部長は担当部署のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

キ. 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」を定め、当社の子会社の重要事項の決定について事前に報告を受け、必要に応じて当社の事前承認を要することとしております。また、子会社の代表取締役は、定期的に開催される当社の経営委員会に参加しており、子会社の財務状況や事業状況など経営に関する事項を報告しております。

当社の取締役は、必要に応じて子会社の取締役を兼務しており、意思決定の迅速性や効率性の確保、コンプライアンスや経営管理機能の強化を図っております。

その他子会社の業務の適性を確保するための体制としては、当社の内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を取締役会へ報告しております。

ク. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とすることができる旨の責任限定契約を締結しております。

これは、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は代表取締役社長直轄組織の内部監査室が従業員2名をもって担当しており、各事業部門の業務活動が会社の方針、規程に従い、適正かつ効率よく執行されているか否かを監査しております。監査結果については代表取締役社長に適宜報告するとともに、監査において発見された問題点については、被監査部門・部署に通知し、改善のための措置を求めるなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役は監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に基づき、取締役会等に出席し必要に応じて意見等を述べるほか、経営方針の決定過程及び業務執行を監視しております。

なお、監査役会及び内部監査室とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、年間監査計画に基づき、当社の監査を行っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	監査業務補助者の構成	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 園田 博之 指定有限責任社員 業務執行社員 宮下 卓士	公認会計士等10名	有限責任 あずさ監査法人

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、三者合同会議を定期的実施し適宜意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役である臺 祐二氏は、長年、公認会計士の職務に携わっていることから、その経歴を通じて培った専門家としての経験に基づく業務執行を期待し選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である千原 一成氏は、長年における金融業界及び不動産業界での経験を期待し選任しております。なお、当社との間に人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である穴戸 信哉氏は、独立行政法人住宅金融支援機構の理事長も務めた知見と経験を活かし、当社の主たる事業と関係の深い住宅ローン業界及び不動産業界全体に係る適切な意見を期待し選任しております。なお、当社は、同氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、社外取締役就任にあたり、当該顧問契約を解消しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

社外監査役である本井 文夫氏について当社は、平成24年3月から平成24年11月まで、本井 文夫氏が所属する弁護士法人御堂筋法律事務所と顧問契約を締結しておりました。同氏は過去、裁判官に従事しておりました監査役としての豊富な経験から弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制の強化に適していると考え選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である山本 隆氏は、平成22年9月から平成23年11月まで当社の顧問弁護士でありました。山本氏は過去、検事として検察官に従事しており、公益の利益を保護するための知見に精通していることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断しております。また、弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査体制の強化に適していると考えており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。なお、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社において社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、三者合同会議を定期的実施し適宜意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

役員報酬の内容

イ．当事業年度における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	対象となる役員 の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	67,350 (3,300)	67,350 (3,300)	-	-	-	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,800 (5,400)	10,800 (5,400)	-	-	-	4 (2)

(注) 上記には、平成27年5月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名を含んでおります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等については、株主総会において定めた報酬等の限度額の範囲内で、取締役会の決議により定められております。

当社の監査役の報酬等については、株主総会において定めた報酬等の限度額の範囲内で、監査役会の決議により定められております。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策

支配株主等と当社との取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を損ねることのないよう努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	1,000	22,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	1,000	22,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の業務内容・規模等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため監査法人をはじめとする各種団体が主催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,434,310	1,613,006
売掛金	151,683	167,033
その他	25,697	65,621
貸倒引当金	106	115
流動資産合計	1,611,585	1,845,545
固定資産		
有形固定資産	19,791	110,312
無形固定資産	45,942	15,157
投資その他の資産		
差入保証金	44,065	113,917
その他	169	108,756
投資その他の資産合計	44,234	222,673
固定資産合計	99,969	248,143
資産合計	1,711,554	2,093,689
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,496	62,348
未払法人税等	34,156	109,969
賞与引当金	12,316	11,520
その他	113,152	143,603
流動負債合計	196,123	327,442
固定負債	5,913	6,120
負債合計	202,036	333,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,626	294,329
資本剰余金	395,466	409,169
利益剰余金	833,425	1,041,870
自己株式	-	406
株主資本合計	1,509,518	1,744,962
新株予約権	-	15,164
純資産合計	1,509,518	1,760,126
負債純資産合計	1,711,554	2,093,689

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
売上高	1,204,480	1,687,717
売上原価	606,053	784,772
売上総利益	598,427	902,944
販売費及び一般管理費	1,394,429	1,500,317
営業利益	203,997	402,627
営業外収益		
受取利息	369	494
受取賃貸料	190	388
受取手数料	-	394
助成金収入	1,750	-
その他	374	7
営業外収益合計	2,683	1,284
営業外費用		
支払利息	121	97
株式交付費	651	660
株式公開費用	8,863	-
為替差損	14	94
営業外費用合計	9,651	852
経常利益	197,030	403,059
特別損失		
固定資産除却損	2,106	-
減損損失	3,275	3,260
特別損失合計	2,861	26,083
税金等調整前当期純利益	194,168	376,975
法人税、住民税及び事業税	90,833	146,639
法人税等調整額	2,969	13,780
法人税等合計	87,864	132,858
少数株主損益調整前当期純利益	106,303	244,116
当期純利益	106,303	244,116

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
少数株主損益調整前当期純利益	106,303	244,116
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	106,303	244,116
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	106,303	244,116
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	243,192	258,192	778,684	49,200	1,230,869	1,230,869
当期変動額						
新株の発行	37,434	37,434			74,868	74,868
剰余金の配当			51,562		51,562	51,562
当期純利益			106,303		106,303	106,303
自己株式の処分		99,840		49,200	149,040	149,040
当期変動額合計	37,434	137,274	54,741	49,200	278,649	278,649
当期末残高	280,626	395,466	833,425	-	1,509,518	1,509,518

当連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	280,626	395,466	833,425	-	1,509,518	-	1,509,518
当期変動額							
新株の発行	13,702	13,702			27,405		27,405
剰余金の配当			35,671		35,671		35,671
当期純利益			244,116		244,116		244,116
自己株式の取得				406	406		406
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						15,164	15,164
当期変動額合計	13,702	13,702	208,445	406	235,444	15,164	250,608
当期末残高	294,329	409,169	1,041,870	406	1,744,962	15,164	1,760,126

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	194,168	376,975
減価償却費	10,876	18,683
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	9
賞与引当金の増減額(は減少)	12,316	796
受取利息	369	494
支払利息	121	97
固定資産除却損	106	-
減損損失	2,754	26,083
株式公開費用	8,863	-
売上債権の増減額(は増加)	26,457	15,350
たな卸資産の増減額(は増加)	6,692	499
仕入債務の増減額(は減少)	28,595	25,851
前払費用の増減額(は増加)	3,453	1,389
未払金の増減額(は減少)	46,396	37,038
未払消費税等の増減額(は減少)	12,900	8,553
その他	238	944
小計	200,978	473,819
利息の受取額	364	498
利息の支払額	121	97
法人税等の支払額	118,555	71,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,666	402,646
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	292	-
有形固定資産の取得による支出	2,935	2,622
無形固定資産の売却による収入	683	-
無形固定資産の取得による支出	6,145	15,161
定期預金の払戻による収入	200,000	300,000
定期預金の預入による支出	200,000	300,000
信託預金の預入による支出	100,000	-
差入保証金の差入による支出	10,000	103,253
その他	-	170
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,104	120,866
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式公開費用の支出	11,857	-
株式の発行による収入	49,456	-
自己株式の売却による収入	149,040	-
自己株式の取得による支出	-	406
新株予約権の行使による株式の発行による収入	24,725	26,820
配当金の支払額	51,562	35,513
リース債務の返済による支出	8,359	9,248
新株予約権の発行による収入	-	15,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,442	3,303
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	116,004	278,475
現金及び現金同等物の期首残高	1,018,293	1,134,297
現金及び現金同等物の期末残高	1,134,297	1,412,772

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし建物については定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(企業結合に関する会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成29年2月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成29年2月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成30年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、「固定資産」の「投資その他の資産」に含めて表示しておりました「差入保証金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定資産」の「投資その他の資産」に表示していた44,234千円は、「差入保証金」44,065千円、「その他」169千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた564千円は、「受取賃貸料」190千円、「その他」374千円として組み替えております。

また、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」、「株式交付費」及び「為替差損」についても金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた787千円は、「支払利息」121千円、「株式交付費」651千円、「為替差損」14千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
減価償却累計額	23,605千円	29,602千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
役員報酬	61,200千円	84,950千円
給料及び手当	120,639	128,860
賞与引当金繰入額	4,446	3,443
貸倒引当金繰入額	18	9

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
工具、器具及び備品	106千円	-千円
計	106	-

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)

場所	用途	種類	金額(千円)
山梨県南都留郡	遊休資産	建物及び借地権	2,754

当社グループは、原則として、事業用資産については事業セグメント毎にグルーピングを行い、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

山梨県南都留郡の建物及び借地権については、当該物件を売却する意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、借地権1,867千円、建物887千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度(自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都)	業務用データベース	ソフトウェア	26,083

当社グループは、原則として、事業用資産については事業セグメント毎にグルーピングを行い、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

当該資産は業務用データベースとしての利用を企図しておりましたが、当初予定していたデータ移行が業務の稼働状況等から延期となりました。当システムは複数のデータソースからバッチ処理によるインポート機能を有し、かつ、外部のポータルサイト等へのデータエクスポート機能を有しているため、その機能を活用した外部提供システムへの転用を検討しておりますが、当連会計年度末時点で具体的な将来キャッシュ・フローの見積が可能段階がなく、回収可能性が乏しいため、回収可能価額を零として減損損失を計上いたしました。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	747,500	45,200	-	792,700
合計	747,500	45,200	-	792,700
自己株式				
普通株式	60,000	-	60,000	-
合計	60,000	-	60,000	-

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加45,200株は、平成26年3月27日を振込期日とする有償一般募集増資による新株の発行による増加20,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加25,200株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少60,000株は、平成26年3月27日を振込期日とする自己株式の処分による売出しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成22年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成22年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成23年第5回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成24年第6回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月29日 定時株主総会	普通株式	51,562	75.00	平成26年2月28日	平成26年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	35,671	利益剰余金	45.00	平成27年2月28日	平成27年5月29日

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	792,700	3,301,300	-	4,094,000
合計	792,700	3,301,300	-	4,094,000
自己株式				
普通株式	-	205	-	205
合計	-	205	-	205

(注) 1. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の株式数の増加3,301,300株は、株式分割による増加3,258,800株及び新株予約権の行使による増加43,300株であります。

3. 自己株式の株式数の増加は単元未満株の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	平成22年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成22年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成23年第5回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成24年第6回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	-
	平成27年第7回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	15,164
合計		-	-	-	-	-	15,164

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	35,671	45.00	平成27年2月28日	平成27年5月29日

(注) 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	81,875	利益剰余金	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
現金及び預金勘定	1,434,310千円	1,613,006千円
預入期間が3か月を超える定期預金	200,000	100,000
信託預金	100,013	100,233
現金及び現金同等物	1,134,297	1,412,772

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

サーバー及びコンピューター端末機(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は1年以内の支払期日となっております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成27年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,434,310	1,434,310	-
(2) 売掛金	151,683	151,683	-
資産計	1,585,993	1,585,993	-
(1) 買掛金	36,496	36,496	-
(2) 未払法人税等	34,156	34,156	-
負債計	70,652	70,652	-

当連結会計年度(平成28年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,613,006	1,613,006	-
(2) 売掛金	167,033	167,033	-
資産計	1,780,040	1,780,040	-
(1) 買掛金	62,348	62,348	-
(2) 未払法人税等	109,969	109,969	-
負債計	172,318	172,318	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
差入保証金(1)	44,065	113,917

(1) 差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,434,310	-	-	-
売掛金	151,683	-	-	-
合計	1,585,993	-	-	-

当連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,613,006	-	-	-
売掛金	167,033	-	-	-
合計	1,780,040	-	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年第2回新株予約権	平成22年第4回新株予約権	平成23年第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3	当社従業員9	当社取締役2 当社従業員5
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 100,000株 (注)2	普通株式 120,000株 (注)2	普通株式 70,000株 (注)2
付与日	平成22年10月15日	平成22年10月25日	平成23年2月16日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 2. 当社株式が証券取引所に株式公開していること。	1. 権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 2. 当社株式が証券取引所に株式公開していること。	1. 権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 2. 当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成24年10月16日 至 平成32年10月14日	自 平成24年10月26日 至 平成32年10月14日	自 平成25年2月17日 至 平成32年10月14日

	平成24年第6回新株予約権	平成27年第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1 当社従業員31	当社取締役6 当社従業員27 子会社取締役1
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 77,000株 (注)2	普通株式 446,000株 (注)2
付与日	平成24年1月19日	平成27年6月30日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 2. 当社株式が証券取引所に株式公開していること。	1. 権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 2. 当社株式が証券取引所に株式公開していること。 (注)3
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自 平成26年1月20日 至 平成33年1月19日	自 平成28年6月1日 至 平成32年6月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、表中の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 本新株予約権は、平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの期の連結損益計算書上の営業利益が、400,000千円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使用することが可能となります。また、前述条件達成前に、平成28年2月期から平成30年2月期までのいずれかの連結損益計算書上の営業利益が204,000千円を下回った場合には、本新株予約権を行使用することができないものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年第2回新株予約権	平成22年第4回新株予約権	平成23年第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定	37,500	34,500	30,500
権利行使	37,500	28,000	30,500
失効	-	-	-
未行使残	-	6,500	-

	平成24年第6回新株予約権	平成27年第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	446,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	446,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定	41,000	-
権利行使	34,500	-
失効	-	-
未行使残	6,500	-

(注) 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、表中の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成22年第2回新株予約権	平成22年第4回新株予約権	平成23年第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	164	164	164
行使時平均株価 (円)	1,419	1,494	1,510
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	平成24年第6回新株予約権	平成27年第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	338	1,398
行使時平均株価 (円)	1,675	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	1,398

(注) 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、表中の権利行使価格及び行使時平均株価は当該株式分割を反映した金額に調整しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社により付与された平成27年第7回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	平成27年第7回新株予約権
株価変動性 (注) 1	61.76%
満期までの期間 (注) 2	5.0年
配当利回り (注) 3	0.64%
無リスク利率 (注) 4	0.145%

(注) 1. 満期までの期間(5年間)に応じた直近の期間を週次観察することで算定しております。

2. 割当日は平成27年6月30日であり、権利行使期間は平成28年6月1日から平成32年6月29日までであります。

3. 平成27年2月期の配当実績によります。

4. 満期までの期間に対応した償還年月日平成32年6月20日の長期国債308の流通利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 12,272千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 168,475千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,738千円	8,525千円
賞与引当金	4,389	3,808
減損損失	-	8,177
連結子会社の繰越欠損金	9,889	12,616
その他	772	1,171
繰延税金資産小計	17,791	34,299
評価性引当額	9,889	12,616
繰延税金資産の合計	7,901	21,682

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
流動資産 - 繰延税金資産	7,792千円	12,956千円
固定資産 - 繰延税金資産	108	8,726

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
法定実効税率	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	
評価性引当額の増加	5.1	
住民税均等割	0.3	
その他	0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.1%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成29年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当連結会計年度(自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しており、事業の拡大・従業員数の増加に対応し、業務の効率化を図ることを目的として、平成28年6月に本社を移転することを決定しておりますが、八重洲地区再開発準備のため、契約期間満了による退去を条件として当該債務を免除されております。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、システム提供を主とする「エスクローサービス」及び不動産取引に付随する周辺事務の受託を主とする「BPO」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各セグメントに属するサービスの種類

「エスクローサービス」では、金融機関及び司法書士（司法書士法人）に向けた事務手続の進捗管理を行うシステムの提供、住宅ローン申込者に対する建物完成・引渡サポートサービス、取引決済に必要な信託口座の提供、専門家による調査と入札方式を採用した不動産オークション・エスクローサービスを行っております。

「BPO」では、主に金融機関に対して、担保評価における物件調査、金銭消費貸借契約の締結事務など、不動産取引にかかる一部業務の受託及び専門事務に精通したスタッフによる事務代行業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	エスクロー サービス	BPO	計			
売上高						
外部顧客への売上高	497,353	707,126	1,204,480	1,204,480	-	1,204,480
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	497,353	707,126	1,204,480	1,204,480	-	1,204,480
セグメント利益	397,710	172,025	569,736	569,736	365,738	203,997
セグメント資産	323,792	92,410	416,203	416,203	1,295,351	1,711,554
その他の項目						
減価償却費	1,220	50	1,270	1,270	9,606	10,876
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	17,431	669	18,100	18,100	3,006	21,107

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 365,738千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた販売費及び一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額1,295,351千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額9,606千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,006千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	エスクロー サービス	BPO	計			
売上高						
外部顧客への売上高	660,941	1,026,775	1,687,717	1,687,717	-	1,687,717
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-
計	660,941	1,026,775	1,687,717	1,687,717		1,687,717
セグメント利益	501,508	340,074	841,583	841,583	438,956	402,627
セグメント資産	301,254	135,089	436,344	436,344	1,657,345	2,093,689
その他の項目						
減価償却費	7,214	61	7,275	7,275	11,407	18,683
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	4,021	-	4,021	4,021	10,480	14,502

（注）1．調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 438,956千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた販売費及び一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額1,657,345千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額11,407千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,480千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る資産の増加額であります。
- 2．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住信SBIネット銀行株式会社	235,369	BPO
株式会社コスモホールディングス	196,424	エスクローサービス
司法書士法人中央グループ	179,471	エスクローサービス、BPO

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住信SBIネット銀行株式会社	247,584	BPO
株式会社コスモホールディングス	213,617	エスクローサービス
司法書士法人中央グループ	174,230	エスクローサービス、BPO

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）

(単位：千円)

	エスクローサービス	BPO	計	全社・消去	連結財務諸表計上額
減損損失	-	-	-	2,754	2,754

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

(単位：千円)

	エスクローサービス	BPO	計	全社・消去	連結財務諸表計上額
減損損失	26,083	-	26,083	-	26,083

(注)「エスクローサービス」の金額は、業務用データベースに係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年3月1日 至平成27年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年3月1日 至平成28年2月29日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり純資産額	380.85円	426.25円
1株当たり当期純利益金額	27.46円	60.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.84円	59.08円

(注) 1. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年2月28日)	当連結会計年度 (平成28年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	1,509,518	1,760,126
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	15,164
(うち新株予約権(千円))	(-)	(15,164)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,509,518	1,744,962
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,963,500	4,093,795

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	106,303	244,116
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	106,303	244,116
期中平均株式数(株)	3,871,520	4,052,667
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	89,410	79,056
(うち新株予約権(株))	(89,410)	(79,056)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

当社は、平成28年5月18日開催の取締役会において、伊藤厚事務所株式会社の発行済株式の100%を取得し子会社化することへ向けた最終合意書の締結を決議いたしました。

1. 株式取得の目的

本件株式の取得により、当社グループの不動産エスクローサービスメニューに伊藤厚事務所株式会社が有する不動産調査・測量機能が追加され、不動産事業者や金融機関に対する当社サービスのより一層の利用拡大が見込まれます。また、これにより次の成長ステージにおける専門家ユニットの全国展開を視野に入れた、各専門家（司法書士・土地家屋調査士・測量士・不動産鑑定士等）との新しい連携のあり方について更に多面的な検討が可能になり、今後の当社グループの事業拡大に役立つものと考えております。

2. 株式取得の相手先の名称

伊藤 厚

3. 買収する会社の概要

伊藤厚事務所株式会社は、当社取締役会における子会社化に係る決議を条件として、当社による株式の取得に先立ち、伊藤厚事務所株式会社を存続会社、同社の関係会社であるスクエア設計株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、当社による子会社化後に商号を変更することを予定しております。

	存続会社	消滅会社
(1)名称	伊藤厚事務所株式会社	スクエア設計株式会社
(2)事業内容	測量事業	測量事業、宅地建物取引業
(3)企業規模	(平成27年9月期)	(平成27年9月期)
資本金	1百万円	10百万円
純資産	11百万円	138百万円
総資産	43百万円	324百万円
売上高	175百万円	317百万円
営業利益	6百万円	3百万円

(注) 上記数値は伊藤厚事務所株式会社及びスクエア設計株式会社の平成27年9月期の数値に基づいており、監査法人による監査証明を受けておりません。

4. 株式取得の時期

平成28年7月1日(予定)

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1)取得する株式の数	100株
(2)取得価額	100百万円
(3)取得後の持分比率	議決権所有割合：100.0%

6. 支払資金の調達方法

自己資金

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	8,314	7,641	0.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,913	6,120	0.9	平成29年3月～ 平成32年8月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	14,227	13,762	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,746	1,764	1,782	827

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	431,184	848,237	1,237,986	1,687,717
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	143,707	263,053	340,012	376,975
四半期(当期)純利益金額 (千円)	89,007	169,748	213,084	244,116
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	22.32	42.19	52.74	60.24

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	22.32	19.89	10.63	7.59

(注) 平成27年9月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,323,163	1,493,620
売掛金	151,672	165,372
仕掛品	67	596
前払費用	14,108	15,301
繰延税金資産	7,792	12,956
その他	2,462	36,973
貸倒引当金	106	115
流動資産合計	1,499,161	1,724,705
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,647	10,647
工具、器具及び備品	9,290	11,912
リース資産	13,460	17,356
減価償却累計額	23,605	29,602
有形固定資産合計	9,791	10,312
無形固定資産		
ソフトウェア	36,777	6,466
リース資産	9,165	7,830
無形固定資産合計	45,942	14,297
投資その他の資産		
関係会社株式	150,000	150,000
長期前払費用	60	-
差入保証金	34,065	103,277
長期預金	-	100,000
繰延税金資産	108	8,726
投資その他の資産合計	184,234	362,003
固定資産合計	239,969	386,613
資産合計	1,739,131	2,111,318

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,496	49,770
リース債務	8,314	7,641
未払金	62,840	83,804
未払法人税等	34,021	109,704
未払消費税等	31,178	37,244
預り金	7,681	4,223
賞与引当金	12,316	11,520
その他	618	730
流動負債合計	193,469	304,641
固定負債		
リース債務	5,913	6,120
長期預り敷金	2,793	5,399
固定負債合計	8,707	11,520
負債合計	202,176	316,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,626	294,329
資本剰余金		
資本準備金	295,626	309,329
その他資本剰余金	99,840	99,840
資本剰余金合計	395,466	409,169
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	860,861	1,076,901
利益剰余金合計	860,861	1,076,901
自己株式	-	406
株主資本合計	1,536,954	1,779,992
新株予約権	-	15,164
純資産合計	1,536,954	1,795,156
負債純資産合計	1,739,131	2,111,318

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
売上高	1,204,115	1,616,343
売上原価	607,063	767,721
売上総利益	597,052	848,622
販売費及び一般管理費	1,366,038	1,438,956
営業利益	231,013	409,666
営業外収益		
受取利息	350	472
受取賃貸料	190	388
受取手数料	300	600
助成金収入	1,750	-
その他	374	2
営業外収益合計	2,965	1,463
営業外費用		
支払利息	121	97
株式交付費	651	660
株式公開費用	8,863	-
為替差損	14	94
営業外費用合計	9,651	852
経常利益	224,327	410,277
特別損失		
固定資産除却損	2,106	-
減損損失	2,754	26,083
特別損失合計	2,861	26,083
税引前当期純利益	221,465	384,193
法人税、住民税及び事業税	90,695	146,263
法人税等調整額	2,969	13,780
法人税等合計	87,726	132,482
当期純利益	133,739	251,711

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)			当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
. 労務費							
1. 給与及び手当		313,138			369,102		
2. 法定福利費		43,113			46,802		
3. 賞与		16,279			27,244		
4. 賞与引当金繰入額		7,870	380,400	63.3	8,077	451,227	58.8
. 外注費			149,853	25.0		200,017	26.0
. 経費							
1. 旅費交通費		19,057			21,715		
2. 減価償却費		1,270			7,159		
3. 租税公課		5,262			26,704		
4. 支払リース料		1,092			1,222		
5. 消耗品費		3,698			6,361		
6. 保険料		603			606		
7. 支払手数料		34,350			36,798		
8. 通信費		4,705			13,677		
9. その他		76	70,117	11.7	2,760	117,005	15.2
小計			600,370	100.0		768,250	100.0
期首仕掛品たな卸高			6,759			67	
合計			607,130			768,317	
期末仕掛品たな卸高			67			596	
売上原価			607,063			767,721	

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	243,192	258,192	-	258,192	778,684	778,684	49,200	1,230,869	
当期変動額									
新株の発行	37,434	37,434		37,434				74,868	
剰余金の配当					51,562	51,562		51,562	
当期純利益					133,739	133,739		133,739	
自己株式の処分			99,840	99,840			49,200	149,040	
当期変動額合計	37,434	37,434	99,840	137,274	82,177	82,177	49,200	306,085	
当期末残高	280,626	295,626	99,840	395,466	860,861	860,861	-	1,536,954	

	純資産合計
当期首残高	1,230,869
当期変動額	
新株の発行	74,868
剰余金の配当	51,562
当期純利益	133,739
自己株式の処分	149,040
当期変動額合計	306,085
当期末残高	1,536,954

当事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	280,626	295,626	99,840	395,466	860,861	860,861	-	1,536,954
当期変動額								
新株の発行	13,702	13,702		13,702				27,405
剰余金の配当					35,671	35,671		35,671
当期純利益					251,711	251,711		251,711
自己株式の取得							406	406
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	13,702	13,702		13,702	216,039	216,039	406	243,038
当期末残高	294,329	309,329	99,840	409,169	1,076,901	1,076,901	406	1,779,992

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,536,954
当期変動額		
新株の発行		27,405
剰余金の配当		35,671
当期純利益		251,711
自己株式の取得		406
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15,164	15,164
当期変動額合計	15,164	258,202
当期末残高	15,164	1,795,156

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 5～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間

(5年)に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた564千円は、「受取賃貸料」190千円、「その他」374千円として組み替えております。

また「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」についても金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた14千円は、「為替差損」14千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
役員報酬	56,400千円	78,150千円
給料及び手当	111,459	103,410
法定福利費	23,064	22,570
地代家賃	31,548	29,292
業務委託費	32,034	35,292
減価償却費	9,606	11,407
貸倒引当金繰入額	18	9
賞与引当金繰入額	4,446	3,443

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
工具、器具及び備品	106千円	- 千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
子会社株式	150,000	150,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	2,738千円	8,525千円
賞与引当金	4,389	3,808
減損損失	-	8,177
その他	772	1,171
繰延税金資産合計	7,901	21,682

繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年2月28日)	当事業年度 (平成28年2月29日)
流動資産 - 繰延税金資産	7,792千円	12,956千円
固定資産 - 繰延税金資産	108	8,726

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.1%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)
(株式取得による会社等の買収)
連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,216	-	-	1,906	2,310	8,337
	工具、器具及び備品	1,338	2,622	-	944	3,016	8,895
	リース資産	4,236	3,896	-	3,146	4,985	12,370
	計	9,791	6,518	-	5,996	10,312	29,602
無形固定資産	ソフトウェア	36,777	2,787	26,083 (26,083)	7,014	6,466	44,544
	リース資産	9,165	4,219	-	5,554	7,830	16,553
	計	45,942	7,007	26,083 (26,083)	12,569	14,297	61,097

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、業務用データベースの減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	106	115	106	115
賞与引当金	12,316	11,520	12,316	11,520

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.ea-j.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自平成26年3月1日至平成27年2月28日）平成27年5月29日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成27年5月29日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

第9期第1四半期（自平成27年3月1日至平成27年5月31日）平成27年7月14日関東財務局長に提出

第9期第2四半期（自平成27年6月1日至平成27年8月31日）平成27年10月15日関東財務局長に提出

第9期第3四半期（自平成27年9月1日至平成27年11月30日）平成28年1月14日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成27年6月5日関東財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月15日関東財務局に提出

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 5月27日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 卓士

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンが平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月27日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 卓士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。